答 申

1 審査会の結論

平成17年1月14日、戸田市長神保国男(以下、「市」という。)が異議申立人に対して行った、平成9年8月31日に戸田市(略)において発生した火災(以下、「本件火災」という)に関する「火災調査報告書」、「火災原因判定書」、「火災出場時における見分調書」の情報の公開請求をした件につき、「火災調査報告書」の一部(個人の氏名、職業、住所、印影、法人の名称、出火原因、及び焼損状況に関する情報を除いた部分)のみを公開し、その他の文書を非公開とした決定(以下、「本件非公開決定」という。)は妥当であり、審査会としては非公開決定に係る文書を公開すべきでないと思料する。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成17年1月14日、市が異議申立人に対して行った、「火災調査報告書」の部分公開決定、及び「火災原因判定書」の非公開決定につき、取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

- ア 平成16年12月24日、異議申立人は、市に対し、戸田市情報公開条例(以下、「条例」という。)第6条の規定により、本件火災に関する「火災調査報告書」、「火災原因判定書」、「火災出場時における見分調書」についての情報の公開請求を行った。
- イ 平成17年1月14日、市は、上記の請求に対し、「火災調査報告書」については、①個人及び法人に関する情報にあたること、②公開により外部からの圧力又は干渉を受けるおそれが生じる結果、火災原因判定者の率直な判断が不可能になり、又は意思決定の中立性が損なわれ、火災予防業務に支障を生ずることを理由として、条例第8条第1号、第4号に基づき、「火災原因判定書」については、上記②を理由として、条例第8条第4号に基づき、「火災出場時における見分調書」については、戸田市火災調査規程第22条第2項により、調査員が自ら出場して現地調査した場合には同書面の作成が義務付けられていないため、同書面が存在しないことを理由として、本件非公開決定を行い、同決定通知書は、平成17年1月14日、異議申立人に対し通知された。
- ウ 平成17年1月17日、異議申立人は、本件非公開決定について、これを不 服として、条例第16条に基づき、市に対し、異議申立てを行った。

3 異議申立人及び市の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の異議申立て書及び意見陳述による、非公開(一部非公開を含む) を不当とする主張の要旨は、次のとおりである。

出火元の会社は、近隣の事業所等から、火災発生の危険性の指摘を受けていたにもかかわらず、防火管理を怠り、火災を発生させたものである。異議申立人は、本件火災の出火元の会社に隣接して存在していた会社の代表者であり、本件火災により多額の損害が生じたほか、第三者からの預託物につき損害賠償金を支払わざるを得なくなった。異議申立人は、出火元の会社に対する損害賠償請求を検討しており、その請求には、本件非公開決定を受けた情報が不可欠である。以上から、異議申立人は、本件非公開に係る情報の利害関係人であるため、異議申立人に対し、同情報は公開されるべきである。

(2) 市の主張の要旨

市の情報部分公開決定通知書、情報非公開等決定通知書、情報公開等決定不服申立事案諮問書及び意見陳述による、非公開(一部非公開を含む)を正当とする主張の要旨は、次のとおりである。

- ① 「火災調査報告書」における個人の氏名、職業、住所、印影、及び法人の 名称は、条例第8条第1号に該当する。
- ② 「火災調査報告書」における出火原因及び焼損の状況に関する情報、並びに「火災原因判定書」記載の情報は、条例第8条第4号に該当する。

出火原因に関する情報は法的ないし社会的紛争に関わる情報であり、その判定につき外部からの圧力又は干渉を受けるおそれが高く、現に担当した消防署がかかる紛争に巻き込まれたケースがある。かかる情報が公開された場合、火災原因判定者の率直な判断が不可能になり、又は意思決定の中立性が損なわれ、出火原因の情報を利用して行われるべき火災予防業務に支障を生ずる。

4 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び市の主張、並びに市より提出された関連文書を検討した結果、以下の理由により、「1、審査会の結論」の欄記載のとおりの結論に達した。

(1) 「火災調査報告書」記載の個人の氏名、職業、住所、印影及び法人の名称に関する情報について

ア 条例第8号第1号の該当性

条例第8条第1号の「個人に関する情報」とは、個人のプライバシーを最大限に保護する観点から非公開とされる情報であり、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。個人の氏名、住所、職業、印影は個人の身分、職業その他の個人に関する情報として、条例第8条第1号の「個人に関する情報」に含まれる。

法人の名称については、条例第8条第1号が、個人に関する情報のうち、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く旨規定し、同条項とは別に、条例第8条第2号により、事業を営む個人を含め、法人等の事業活動に関する情報につき原則公開の例外規定を定めていることから、条例第8条第1号に関する情報には含まれない。

イ 条例第8条第2号の該当性

法人の名称が、条例第8条第1号に含まれないとしても、同条第2号に該当するか否かを検討する。

この点、同条項は、法人等の事業活動の自由を原則として保障する観点から、非公開とされる情報であり、公開することにより、法人等の競争上もしくは事業運営上の地位に著しい不利益を与え、又は社会的信用が損なわれると明らかに認められるものをいう。

火災調査報告書において、罹災を受けた法人の名称が明らかにされた場合、法 人の社会的信用が毀損され、社会的活動の自由等が阻害されることは明らかであ るから、法人の名称に関する情報は、同条第2号に関する情報に含まれる。

ウ 本件火災により財産的損害を受けた利害関係人であるとの異議申立人の前記 主張が、人の生命、身体、健康、財産等を保護するために非公開の例外を認めた 条例第8条第1号但書ウ又は第2号但書ア、イに該当し、本件情報を公開するこ とができるか否か検討する。

条例第8条第1号但書ウの「人の生命、身体、健康、財産等を保護」とは、個人のプライバシーの尊重と平穏な市民生活の保護との調和の観点から、人の生命等を犯罪の危険から保護し、又はその危険を除去することと解されている。この点、火災調査報告書には、出火場所及び出火元の会社が明らかにされていること、7年以上も前に発生した火災に関する情報であり、かつ既に出火元が転居している等の事情から、人の生命等に対する犯罪の危険性がほとんどなく、危険性の除去の必要性もないことから、個人のプライバシーの保護を上回る平穏な市民生活の保護の必要性はない。したがって、異議申立人が財産の損害を受けた利害関係人であるとの主張は、条例第8条第1号但書ウの非公開の例外規定に該当しない。

また、条例第8条第2号但書ア、イに該当する情報は、法人等の事業活動の自由と平穏な市民生活との調和の観点より、法人等の事業活動から平穏な市民生活を保護するために公開が必要とされる情報であるところ、本件の法人の名称に関する情報は、出火元の法人に関する情報ではなく、罹災した法人に関する情報であるため、条例第8条第2号但書ア、イに該当しない。

(2) 「火災調査報告書」及び「火災原因判定書」の出火原因及び焼損状況に関する 情報の条例第8条第4号の該当性

同条項の対象となる情報は、「実施機関内部…における審議、協議、調査、研究又は検討に関する情報」であるところ、出火原因等に関する情報は、市の付属機関である消防署における火災予防業務としての調査ないし研究のために作成

又は取得した資料やその経過の記録であり、同条項の「実施機関内部…における…調査、研究…に関する情報」にあたる。

同条項の「公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ず ると明らかに認められるもの」とは、実施機関の公務に対する市民の知る権利の 重要性と実施機関の意思決定の中立性の確保との調和の観点から、実施機関の公 正又は適正な意思決定に著しい支障を及ぼす情報であることが明らかである情 報に限局して、非公開情報とされているものである。この点、市消防署の実施す る火災原因の調査は、事例を累積し、比較検討を行うことにより、火災予防の研 究資料とすることを目的とするものであり、その調査は、現場の状況から客観的 かつ中立的になされるべきものである。他方、火災原因の調査は法的ないし社会 的紛争に関わるため、火災原因判定者に対し、自己に有利な判定を強要するなど の外部からの圧力等がかかる可能性が高い。かかる情報が一律に公開された場合、 火災原因判定者の率直な判断が不可能になり、又は意思決定の中立性が損なわれ、 出火原因の情報を利用して行われるべき火災予防業務に支障を生ずることは容 易に推測される。これに対し、異議申立人の異議申立理由は、実施機関の公正か つ適正な意思決定の監視というより、なしろ異議申立人自身の損害賠償請求権の 立証にあるところ、本件の出火原因等に関する情報は異議申立人の権利を証明す ることを直接の目的としたものではない。したがって、上記市消防署の火災原因 の調査、研究の中立性の確保の重要性に鑑みれば、出火原因等に関する情報は、 同条項の「公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずる と明らかに認められるもの」に該当すると思料する。

(3) 以上のとおり、非公開部分について公開とする理由は存在しないから、本件 非公開決定は妥当である。したがって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。